

No.1695

2016年 4 月

投資運用ビジネスにおける新たな動向

二上季代司(1)

クラウドファンディングの拡大と多様化

松尾 順介(9)

英独取引所グループの経営統合合意

吉川 真裕 (22)

スチュワードシップ・コードの可能性

梅本 剛正 (34)

公益財団法人 日本証券経済研究所 大阪研究所

投資運用ビジネスにおける新たな動向

二上季代司

昨年あたりから、わが国の投資運用ビジネスにおいて新たな動きがみうけられるように思われる。

年半前の二〇一三年六月末と比べ二八社増えている。 者も九三社を数える。両者を包含する「投資運用業」の登録業者は、二月末現在三四二社を数えるが、これは二 る構成員とする日本証券業協会の会員数(一月末現在、二五四社)を上回ることになった。また投資信託運用業 は昨年度末(二〇一五年三月末)に比べて一二社増え二七〇社に達した(一月末)。この結果、証券会社を主た 第一に、投資一任業や投資信託運用業への新規参入が増えていることである。投資顧問業協会の投資運用会員

者が二社含まれる。「ロボアド」は投資一任サービスの低廉化を通じてラップ口座の小口化をさらに推し進める れるようになったことである。前述した投資運用会員の新規加入業者のなかに「ロボアド」を事業内容とする業 可能性を秘めている。 第二に、「ロボット・アドバイザー(略称:ロボアド)」など低コストを売り物にした投資一任サービスがみら

契機に販売手数料ゼロのノーロード型投信が増えたが、昨年秋ごろからは信託報酬を低く抑えた投信の投入がみ 第三に、投信の手数料引き下げ競争がみられるようになったことである。NISA導入(二〇一四年一月)を

こうした現象は、どの程度まで一時的で、どの程度まで構造的と考えられるのか。投資運用業への新規参入の

られるようになった。

増加、 のビジネス拡大を促進させる方向に働くことが期待できそうである。 ならびに投資一任業や投資信託の報酬手数料低下が構造的なものであるとすれば、わが国の投資運用業界 しかしまた、 マイナス金利政策の導入など

資産運用に不確定な影響を与える環境変化もある。

そこで以下では、投資運用業における最近の事実経過について、今少し詳しく整理しておきたい。

1 投資運用業者の増加

ファンド運用業者もみうけられるが、投資一任業がやはり多い。 投資顧問業協会加盟の投資運用会員二七〇社の内訳は、投資一任業一八三社、不動産関連特定投資運用業七九 ファンド運用業八社から構成されている。この一年間の新規参入業者には不動産やベンチャー企業への投資

多かった(約四○社)。他方、投資一任業者(日興アセットマネジメントなど)サイドでは約一五社前後が有価 化するようになったのであるが、数としては、野村證券を筆頭に証券会社プロパーが投資一任業を兼業する 員でもある。 ロスオーバーの現象がみられるのである。こうした現象は、 ところで、 投資運用会員数が証券業協会員数を上回ったといっても、二七〇社のうち五七社は日本証券業協会 つまり証券会社が投資一任業を兼業し、他方で投資一任業者が有価証券関連業を兼業するというク 金融商品取引法施行 (二〇〇七年九月) 以来、 例が 一般

者のうち投資信託委託業を兼ねる業者のなかには、投信の販売チャネルとしての証券業が単に投信の単品販売だ 自身がラップ口座に注力しはじめ、投資一任業への参入の必要性が生じたからだろう。他方でまた、 こうしたクロスオーバーの一因としてはラップ口座の拡大が挙げられるだろう。二、三年ほど前から証券会社 投資一任業

証券関連業を兼業している。

けではなくファンド・ラップの提供元として多様な販売可能性を秘めていることに関心を深めたのであろう。

る構想が伝えられている。これは自己資金の運用が目的だと報道されている(日本経済新聞、三月一八日 京フィナンシャル・ホールディングからも出資をうけて、「オールニッポン・アセットマネジメント」を設立す ナンシャルグループ、西日本シティ、 方、ごく最近の動きとしては、 地銀系の一任運用業者の新規参入がみられる。 広島、山陰合同、 秋田、 山形、十六の各行) が日本政策投資銀行や東海東 例えば、 地銀七行 〇 山 口 フィ

運用 方向に働くからである。上記七行の証券運用残高は合計一一兆円であり、 め資金運用難に陥っているが、一月末の日銀によるマイナス金利政策導入は、この運用難をさらに深刻化させる 人口減少と高齢化を迎え地域金融ビジネスの縮小という現実に直面しつつある地域銀行は、 難は、 上記七行に限られるものではなく、 今後も自己資金運用目的の投資運用会社新設の動きは続くものと 国債は五兆円をしめている。こうした 現状、 融資をはじ

証券子会社設立は目立って増えてきたが、 シャン・アセットマネジメント」がそれである。 のである。例えば横浜銀行が三井住友信託銀行の出資とノウハウを得て二〇一四年六月に新設した「スカイオー これに関連して、 地銀系の投資信託運用会社の新規設立の動きもみられる。一〇年ほど前から地方銀行による 最近ではさらに進んで、 投資信託運用会社を設立する動きも出てきた

強く表れている。そこで、 自己資金はもちろん顧客資金についても運用難であることには変わりなく、 当面は、 地域金融機関を中心に投資運用業への参入意欲が増してくるように思われ それが、 現状ではとり h 地

る

2 ロボット・アドバイザー

このほか、既存の大手銀行でも「ロボアド」を利用した投資信託の販売に踏み出したところもある。 として登録している(「お金のデザイン」、「マネックス・セゾン・バンガード投資顧問」、「ウェルスナビ」など)。 次に注目したいのは、 ロボット・アドバイザーの出現である。 現在、 数社の「ロボアド」業者が投資運用業者

という二つの基本機能を提供するものと定義している。アメリカでは二○一四年一二月時点で専業者を含め二○ 社以上が提供しており、 すれば、 って投信、ETF、 吉永高士 ①リスク許容度判定等の属性分析や運用方針決定を含むセルフ・プロファイリングと、 (野村総研アメリカ)によれば、「ロボアド」とは、投資家がネット画面で必要な顧客属性を自己申告 個別株式などから成る中長期分散ポートフォリオ投資を自動リバランス付きで行う資産運用 残高は約一九〇億ドル (約二兆三千億円)に上る、 とされる。 ②運用方針に沿

三%にのぼる。そのさらなる大衆化にはロットの少額化が必要となってくるが、このままでは手数料率をさらに 規模は二〇一五年末、契約数四六万一二六〇件(残高五兆六七一一億円)であり、そのほとんどはファンド・ラ ップである。 ラップ口座は大衆化とともに投信を組み入れたファンド・ラップが主流となっている。わが国のラップ口座の しかし、 その手数料は、 投資顧問料と管理手数料ならびに投信の信託報酬を合わせて、 残高の二~

引き上げる必要があり、それがネックとなっていた。

ので、 資産運用サービスの小口化が進み、それがETFの残高拡大に貢献するという好循環が期待されるのである。 1 タルで○・五~一・五%程度に抑えられるようである。「ロボアド」の拡大とともに、 ロボアド」は、人手を介することなくプロファイリングとリバランス付きの分散ポートフォリオを提供する 安い料率での提供が可能なのである。加えて、企業リサーチが不要で信託報酬が低いETFで運用すれば、 ファンド・ラップ等、

占められているようである。 「ロボアド」事業を開始したことで、昨年末には、ロボット・アドバイザーの運用資産残高の半分はこの二社で はむつかしくなっている。とくに運用会社のバンガードとディスカウントブローカーのチャールズシュワブが 手数料率が低いこと、また参入障壁が高くないことから多数の業者が参入して競争が激しく、単独での事業継続 先行するアメリカでは、「ベターメント」と「ウェルスフロント」の二社が「ロボアド」専業大手であったが、

証券の新たな販売チャネルという位置づけになりつつある。日本では投資信託の残高が一層小さいことから、 とるのが一般的のようである。 「ロボアド」事業を単独で運用することは採算上無理であり、最初から、既存の証券会社や銀行との協働路線を つまり、「ロボアド」は対面営業の営業員が小口顧客向けのプラットフォームとして利用したり、ネット専業

こうした「ロボアド」事業は、 先にもみたように投資運用業への意欲が相対的に強い地銀向けの投信販売促進

3 手数料引き下げ傾向

ツールとしても期待されよう。

座開設促進手段として販売手数料ゼロの投資信託が増えた。これに続いて昨年秋ごろから、インデックス運 信託報酬の低い投資信託が販売されるようになったのである。日経平均連動型でも、 第三の動きとしては、投信関連手数料の引き下げ競争が生じていることである。NISA開始をきっかけに口 運用会社によって信託報酬 角で

近年、 監督当局の金融庁は「受益者保護の観点」から販売会社による短期間での乗り換え売買を抑制するよう 率が○・二~○・八%とかなり開きがある。

型投信四本を一般向けに売り出したのである。これがきっかけとなってニッセイ、 に販売姿勢の是正を指導しているが、同様に運用会社に対しても「受託者責任の徹底」を強調するようになった。 の各運用会社も信託報酬を抑えた指数連動型投信を一般販売するようになった。 これをうけてか、三井住友アセットマネジメントが確定拠出向けで信託報酬が○・一七~○・六○%の指数連動 三井住友トラスト、 D I A M

品構成や販売チャネルの違いによっても影響されているように思われる。ETFのようなリサーチコスト不要な ということである。 ンドであれば安定運用が可能となりパフォーマンスが向上して一本当たりの残高も拡大してくるだろう。そうな インデックス連動型商品が増えれば下げ余地があるだろうし、乗り換え売買が少なく資金の出入りの少ないファ 信託報酬の引き下げ余地も出てくる。米国との料率格差が倍近いということは、努力次第で下げ余地がある 信託報 ・酬率の平均はアメリカ○・七%に対して、日本は二倍近い一・三%にのぼる。この差は、 商

4 おわりに

段階に入った。この新たな金融政策は、投資運用ビジネスにも様々な影響をもたらしつつある。長期国債 えて、「ロボアド」の導入や投信関連手数料の引き下げによって、資産運用サービスの小口化が可能となり、 ップ口座やラップ型投信の拡大が期待できそうである。 して投資運用業に参入する動きが現実化し始めた。こうした運用難は家計資産についても同様である。 一〇一三年四月からの日銀による質的・量的金融緩和は、今年一月末のマイナス金利政策導入によって新しい 深刻な運用難に陥った金融セクターとりわけ地域金融機関は、 自己資金の効率的 運用を目指 これに加 利回 ラ

約準備金として日銀当座預金に預けてある部分についてはマイナス金利相当分について手数料を徴収する方針 社すべてが償還することを決めたのである。また投信資産の保管業務を受託している信託銀行各行は、 見舞われている。 ようである。そうなれば投信のパフォーマンスにも悪影響をもたらすだろう。 くリスクもある。 しかしまた、マイナス金利政策は、 一時は残高二〇兆円を超えたMMFは元本割れリスクが高まったことを理由に、運用会社 MMFやMRFなどの流動性資金は、 極度の運用利回り低下をもたらして投資運用ビジネスからの資金流出を招 運用利回りが極度に低下して解約が増加し、 資金流 投信の解 出 ゟ

では、 タンス預金にする動きがあることなど、預金流出のリスクは長期・中期・短期の段階で強いのである。一万円札 の流通額が増えていること、 が預金引き出しに動く可能性があること、これに加えマイナス金利のつかない現金の形で銀行預金を引き出して する可能性があること、マイナンバー制の実施に伴って、 現状、地域金融機関は融資難で預貸金ギャップが拡大しているため、投資運用業への参入意欲が強いが、他方 預金流出のリスクを懸念する必要もある。 耐火性金庫の売れ行きが伸びていることなどがその兆候である。 長期的には高齢化に伴って相続資金が地方から都市部にシフト 税務当局に資産状況を把握されることを恐れる富裕層

するわけでもなさそうである。 投資運用ビジネスを拡大させる構造的要因は存在しており、 成長産業と考えてよいと思われるが、 順調 に進行

注

1 投資顧問業協会の投資運用会員と投信協会の投信運用会社を合算すれば三六三社となり「投資運用業」登録者数を上 これは両業務を兼営する業者がいるためである。

- 2 拙稿「地銀系証券会社の展望」『金融ジャーナル』二〇一三年六月、同「銀証連携の新たな動きと展望」同二〇一五年
- 3 みずほ銀行はネット投信販売で「ロボアド」の「SMARTFOLIO」を導入している。

二月、を参照。

4 吉永高士「米国のロボ・アドバイザーによるヒトとの競争と共生」野村総研『金融ITフォーカス』(http://

fis.nri.co.jp/~/media/Files/publication/kinyu-itf/2015/03/itf_201503_5.pdf)

- 5 6 金融庁『金融モニタリングレポート』二〇一五年七月。 同「ロボ・アドバイザー二・〇を超えて」同(http://fis.nri.co.jp/~/media/Files/publication/kinyu-itf/2015/11/itf_
- (にかみ きよし・大阪研究所長)

クラウドファンディングの拡大と多様化

松尾 順介

はじめに

億ドルから三四四億ドルと約一三倍の増加となっている。(2) 億円から二〇一五年には二八四億円と約四倍の増加となっている。さらに、世界全体では、同期間の成長は二七 国内外でのクラウドファンディングの拡大が続いている。調達金額でみると、国内市場は、二〇一二年の六九

異なる特徴を有していたと考えられるが、この事例では、そのようなクラウドファンディングの特徴が払拭され 資金調達者と資金提供者の間での価値観の共有や共感がベースとなっており、通常のファイナンススキームとは 街のみならず、世界的な注目を集めたことである。同社の特徴は、フィンテック(FinTech)といわれる金融テ クノロジーを駆使している点であり、 具体的には、米国の貸付型クラウドファンディングの運営会社、LendingClubがNYSEに上場し、 このような市場規模の拡大は、単に量的なものにとどまらず、質的な変化をも生じさせていると思われる。 最先端の金融分野に位置づけられる。従来、クラウドファンディングは、 ウォール

されるようになっている。このような事例をみると、資金調達において、プロジェクトやその担い手との価値観 がりをベースに資金集めが行なわれていたが、最近ではこのような取組においてクラウドファンディングが利用 逆に、市民出資の再生可能エネルギー・プロジェクトにおいては、かつては志を同じくする人達の人的なつな ている。これは、クラウドファンディングにとって、新しい展開であろう。

と思われる。 0 るクラウドファンディングの な要素が 共 有や共感がべ 重視され その意味では、 1 7 61 スとなってお 、 る。 このような再生可能 両 取組は、 尚者は対 'n, 一極的な側面を有している。 単 海外でもみられ、 なる収益性では判 工 ネ iv ギ 日 1 .様 断できな の特徴をも ブ 口 ジ エ (V ク つて ĺ٠ ナイ (J お 1

れる上記 グのあり方を検討する。 本稿では 0 事 例を紹介し、 国 丙 外 o) 市場 拡大を概観 れ 5 0 事 例 した上で、 が示唆する、 最近の変化を象徴すると考えら 今後のクラウドファンディ

1 国内外のクラウドファンディングの拡大

てい 度六九億円だったものが、二〇一三年一二四億円、 玉 る。 二〇一五年度は二八四億円に達したとされてい [内のクラウドファンディングの市場動向を資金調達額 種 類別にみても、 購入型は約 〇倍、 ファンド型も六・ __ る。 三年間 四年一九七億円と拡 でみると、二〇 で約四倍 五倍、 貸付 13 成 型は 長

約三・六倍の成長である

(図表1参照)

なる。

特に、

北米やアジアでの市場拡大が顕著である。

ドルとされ

ている

(図表2参照)。

この三年

蕳

配に約

一三倍の成長を遂げたことに

から大きく成長し、

0

兀

年には一六二億ドルに達し、

__

五年は

四 億

四ド

億ル

他方、

世界全体

の市場規模は

二〇一二年二七億ドル、

二〇一三年六一

図表1 国内の年間支援額(種類別)推移

(単位:百万円、%)

るけブ

	(
	2012年度		2	2013年度			2014年度		2015年度(見込)			
	金額	割合	金額	成長率	割合	金額	成長率	割合	金額	成長率	割合	
購入型	336	4.9	897	167.0	7.3	2,009	124.0	10.2	3,335	66.0	11.8	
寄付型	149	2.2	136	-8.7	1.1	127	-6.6	0.6	130	2.4	0.5	
ファンド型	665	9.6	737	10.8	6.0	1,970	167.3	10.0	4,365	121.6	15.4	
貸付型	5,773	83.4	10,592	83.5	85.7	15,606	47.3	79.2	20,543	31.6	72.4	
合計	6,923	100.0	12,362	78.6	100.0	19,712	59 . 5	100.0	28,373	43.9	100.0	
(注) 東京大臣の武田 プロン もし 土極疾 ベーコ 2015 左座は日子は (2015 左 0 日田大)												

(注) 当該年度の新規プロジェクト支援額ベース、2015年度は見込値(2015年8月現在)。(出所) 矢野経済研究所『2015年版 国内クラウドファンディングの市場動向』23~24ページをもとに作成。

野での取組状況の展開などを考えると、今後のなお一層の拡大が予想される。 地があるものの、 成長率も相対的に低位にとどまっている。 また、 世界全体の市場規模と比較すると、 国内の 種 日本の国内金融資産残高などのマクロ指標、 |類別の割合をみると、二〇一五年度は、貸付型七二・四 日本の市場規模は一%にも達せず、 この格差をどう考えるかは議 様々な地域 論 その 0) % 分 余

ファンド型

ことがわかる。 付型がかなり低いという相違はあるものの、 わないものとなっていると判断できる。 が強かったが、 付型が高い割合を占めている反面、 あることがわかる。 ~ 四年)では、貸付型六八・三%、エクイティ型六・八%、 寄付型一二・○%となっており、 五. このデータをみると、そのようなイメージは、 四%、 当初、 購入型一一・八%、寄付型○・五%となっており、 クラウドファンディングには、寄付集めのイメ 寄付型は相当低い割合であり、 なお、 種類別の区分が必ずしも一致せず、 ほぼ同じような割合を占めてい 世界全体の種類別データ(二〇 成果還元型八 すでに実態に合 低下傾向に 1 貸 る 客

図表 2 世界の市場規模

(単位:万ドル、

			(中屋・23174 707									
	2012年			2013年		2	014年		2015年(予想)			
	金額	割合	金額	成長率	割合	金額	成長率	割合	金額	成長率	割合	
北米	161,000	60.4	386,000	139.8	62.7	946,000	145.1	58.3	1,725,000	82.3	50.1	
アジア	3,300	1.2	81,000	2,354.5	13.2	340,000	319.8	20.9	1,054,000	210.0	30.6	
欧州	94,500	35.5	135,000	42.9	21.9	326,000	141.5	20.1	648,000	98.8	18.8	
南米	80,000	2.9	2,140	-97.3	0.3	5,720	167.3	0.4	8,574	49.9	0.2	
オセアニア	7,600	2.8	2,720	-64.2	0.4	4,320	58.8	0.3	6,860	58.8	0.2	
アフリカ	6,500	2.4	8,600	32.3	1.4	1,200	-86.0	0.1	2,416	101.3	0.1	
合計	270,000	100.0	615,460	127.9	100.0	1,620,000	163.2	100.0	3,440,000	112.3	100.0	
/ ID =C \	1 [0015	EO 17 416	=0.4.3	1. 1 = 11	D.						

(出所) massolution [2015] p. 53及びp. 58をもとに作成。

米国の貸付型クラウドファンディング運営会社、

LendingClubがNYSEに上

二〇一四年一二月、

最近の

海外のクラウドファンディングで最大の話題は、

2

米国に

おけるLendingClub上場

とは、別名Peer-to-peer lendingともいわれ、インターネット上で、貸し手と借り手をマッチングさせるサービス ング・プラットフォーム運営会社であり、この分野では全米一の実績を有している。ソーシャル 場したことであろう。 していることから、現在では、クラウドファンディングの一形態として理解されることが多い。 である。インターネット上で不特定多数の参加者を集めるという特徴は、クラウドファンディングのそれと一致 同社は、二〇〇六年に設立され、本社をサンフランシスコに置く、ソーシャル・レンディ

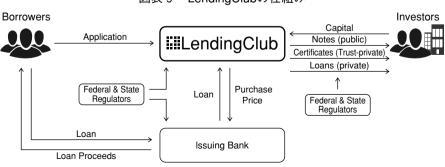
化 ジネスにおける競争優位性が大きく変化することが予想されている。 を指す用語として使われている。いうまでもなく、その背景には、 えられる。ここでは、フィンテックについての立ち入った説明は省略するが、フィンテックとは、Financeと ォーム上で貸し手と借り手の双方を直接募り、マッチングさせるというビジネスモデルであり、 ィなど、リテールから機関投資家の運用まで広範囲な分野での活用が期待されており、その活用によって金融ビ Technologyの合成語であり、高度なIT技術を活用した新しい金融サービスやそれを提供するベンチャー 同社の特長は、単なるプラットフォームの運営だけでなく、そこでフィンテックを駆使している点であると考 処理能力の向上などの要因が挙げられる。具体的には、決済サービス、貸出、資産運用・管理、セキュリテ 昨今のネットワーク通信技術の高速・大容量 同社の場合、 インターネット・プラットフ オンライン上で

提示するポートフォリオを選択し、投資を実行する。その結果、提携金融機関を通じて、借り手に対してローン 貸し手は金融機関に口座を開設し、 その情報をもとに査定を行ない、格付け(A1~G5)を付与するとともにそれに応じた金利を設定する。 借り手がウェブ上で希望借入額、 入金した上で、ローンリストに提示された個別ローンまたは LendingClubが 返済期間、 クレジットスコア等を入力すると、LendingClubが

サービスを完結させることでコスト削減が図られている。

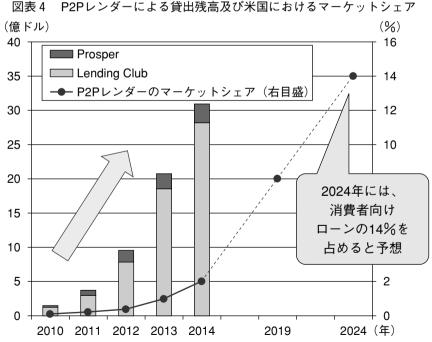
まり、 出 ビジネスは、 が 年には消 ょ デ 市 ル つまり、 定と金利設定にお るかもし ŋ 額 このような貸出型クラウドファンディングの拡大は、 このような優位性を生かして、 満足度を獲得することができるという点に優位性があると考えられる。 1 П 場 レ 決済は提携金融機関を通じて行なわれる。 実行されるとともに、 シ ポ 全体に占めるP2Pレ 夕 適切なリスク評 適切な金利設定を行なっている点にあると考えられる。 が集積され 1 (2) LendingClubは貸し手と借り手をマッチングさせるだけであり、 演 ١ ñ 費者向け プラット では、 ない 健なネ ブラッ 単なるマッチングサイトの運営であり、 が、 $\dot{\Box}$ る。 フ 自 į, ŀ ツ 1 祍 て、 価 オ \vdash フ LendingClubが上場にこぎつけ シの これを高度なテク や金 1 ワ オ の競争上の強みとして、 ・ンダ フィンテッ 1 貸し手には受益権が交付される(6) ムにより多くの参加者を集めることで、より大量 1 利 ク ム /効果、 兀 1 設定が行なわ %を占め 0 ⑤洗練されたリスク評 残高 同 クを駆使した、 社 ③借り手と投資家の は は貸出残高を急速に延ばしており、 Ź ると推測され 現 口 れ、 ジ 在 その意味では、 1 ①世界最大規模のオンライ 投資家と借り手の 五. % を駆使して解析することで であるもの 緻密 た優位性 てい ありふれたものとみえ 価が挙げられてい 単に量的拡大だけで 高 なデ る 61 図表3参照 満足度、 同 は、 LendingClub 図 の、 .社のアニュ 夕 表 借り手 双方から 分析を行 4参照 ④ テ 資金 0 る 兀 貸 7 杳 0

図表 3 LendingClubの仕組み



(出所) 同社アニュアルレポート (2015年12月31日、10-K)、10ページ。 http://ir.lendingclub.com/Cache/33047201.pdf?IID=4213397&FID=33047201&O=3&OSID=9

なく、 は、 度なテクノロジーを駆使して、 る。 ナンスの枠組みに収まらないところがクラ 除されることになる。 有や共感といったナイーブな要素は なっている。 スク・リターンのような収益性が優先され するという点であり、 本的な特徴は、 担い手に対する共感や価 1] スとなって、 リター そもそもクラウドファンディング オを組成することになり、 ファイナンス理論に基づいたポート 行動がみられたが、 のに変化をもたらすことが考えら クラウドファンディングのあり方そ 大容量データを集積した上で、 ンの分析を行なうことが基本と そうなると資金提供者の多く 資金調達プロジェクトやそ 種のコミュニティを形成 そこでは必ずしもり (V わ LendingClub® ば 値 観 通常のフ 価 精緻なリス 0 共 値 へ有が 観 の基 ア 切 0 痱 共 フ



 (注) マーケットシェアは、Lending ClubとProsperによる債権残高の、消費者ローン(保証なし) に占める割合をいう(2015年以降は、Goldman Sachs Global Investment Research試算値) (資料) Goldman Sachs, "The Future of Finance" (2015)より、みずほ総合研究所作成
 (出所) みずほ総研の資料による。

ウドファンディングの特徴であったのが、逆に最先端のファイナンスに位置づけられるようになったといえる。

これはクラウドファンディングにとって、大きな質的変化といえるだろう。

その一方で、この事例とは逆に、価値観の共有や共感という要素を基礎とした、 クラウドファンディングの取

組も進められている。次節ではその事例を紹介する。

3 国内小水力発電事業の取組

が、この事例のように環境や原発問題に関心をもつ有志が、その人的・組織的なネットワークを基盤として資金 設立された。この事例では、 九九九年七月設立)である。これは、原発反対運動を契機にスタートしたといわれ、生活クラブ生協と連携して 人たちが中心であった。この出資金を元にして、二〇〇〇年九月、浜頓別に風車(「はまかぜ」ちゃん)が完成 どの市民二一七名から出資を集めた。ただし、このうち七~八割は地元であり、当初から市民運動を担ってきた の名称は、株式会社市民風力発電)であり、その設立母体は、札幌市のNPO「北海道グリーンファンド」(一 り以前から始まっていた。その嚆矢とされるのは、「北海道市民風力発電」(札幌市、二〇〇一年二月設立、 組が進められているが、再生可能エネルギーによる発電プロジェクトを市民出資で設立するという取組は、 000万円、 東日本大震災によって発生した原発事故以降、再生可能エネルギーへの関心が高まり、さまざまな分野での取 出力約一〇〇〇キロワットの電力供給が開始された。この総事業費は、二億二〇〇〇万円、 銀行借入六〇〇〇万円であった。その後も同様の取組は拡大し、さまざまな地域で展開されている 建設資金を調達するため、一口五〇万円の出資を募集し、道内のほか宮城、 うち出資一億六 京都な かな

例も、 以下で紹介する、奈良県東吉野村における小水力発電プロジェクト「つくばね発電所復活プロジェクト」の事 このような市民出資型ファンドの延長線上に位置づけられるが、 クラウドファンディングを利用した点で、

今までにない斬新さをもっている。

る。 として小水力発電事業の取組が企画された。その理由として、同村では、一九一四(大正三)年に地元の有志に 世帯数九三五戸、 きた歴史があり、発電事業は、 よって小水力発電施設が建設され、一九六三(昭和三八)年まで地元の住宅や製材工場の電力需要をまかなって 奈良県東吉野村は、吉野杉の産地であり、一九六五年の人口は八〇〇〇名を超えていたが、現在二一四四名、 同村では、 かねてより地域活性化について議論が重ねられ、さまざまな取組が行なわれてきたが、その一つ 六五歳以上の住民の割合が半数、未成年者は一割未満となっており、典型的な過疎の山村であ(9) 地域の活力のシンボル的な存在であったからである。

出資者を募った。ファンドのスキームは、出資金募集最大総額:五二五〇万円、出資申込単位三万一七一〇円 体とし、その後ならコープグループの出資(四〇万円)も得て、二〇一四年一一月に設立された、東吉野水力発 された 万円のうち、 量売電することで、年間二〇〇〇万円の収入が想定されている。このプロジェクトでは、総事業費二億二〇〇〇 電株式会社によって担われている。事業計画では、かつて小水力発電が行なわれた水路を利用しながら、 ーズであり、 水管を敷設するとともに、取水および発電施設を建設することで、年間六五万キロワットが発電され、これを全 このプロジェクトは、二〇一三年八月に地元の有志によって設立された、東吉野村小水力利用推進協議会を母 (残額は地元の金融機関からの借入によって調達)。ファンドの運営会社は、ミュージックセキュリティ 五二五〇万円 当該ファンド (匿名組合)は、二〇一五年一月から二〇一六年一月二九日までの募集期間を設定し、 (建設費五〇〇〇万円、予備費二五〇万円)がクラウドファンディングによって調達 新たに

とが重要である。つまり、事業収益によって様々な事業に取り組むとともに、これを契機に住民のモチベーショ は、単にファンドとしての収益性だけでなく、このプロジェクトを契機にして、地域の活性化を企画しているこ としており、 当該ファンドは、 前 た上で、事業計画での累計売上金額(ファンド対象期間)を一億九九〇万二九六〇円(年額二一九八万五九一 われるのは、 ンを喚起し、 (うち取扱手数料一七一○円)/口、募集最大総口数一七五○口、契約期間五年であり、 売上金額 この計画が実現すれば、源泉徴収後の償還率は一一二・○%となる。ただし、このプロジェクトで 匿名組合員にとっての損益分岐点であり、組合員への分配金合計が出資金と同額になることである。 今後の新規事業の展開につなげていくことが企図されている。 (税抜) 税抜きの予想リクープ累計売上金額を九五四五万四五四五円(年額一九〇九万九〇九円)とし ×五五·〇%·一七五〇口×一口、 リクープ後:同、 である。 なお、ここでリクープとい 分配比率は、 リクープ

この事例では、計画通り五二五二万円の募集が集まり、その出資人数は二七三名に達した。

のに対し、東京、神奈川、千葉、埼玉の合計口数(四九三口)は、二八%に過ぎない。このことは、クラウドフ 三位神奈川県二一名、 める割合をみても、奈良、大阪、 (九一名) 神奈川、千葉、埼玉などの首都圏の出資者数(一〇六名)が地元の奈良、大阪、京都、兵庫、和歌山の出資者数 (V のは東京都五一名であり、 まず、ここで興味深いのは、 奈良一一・六となっており、 を上回っていることがわかる。ただし、一人当たりの平均口数でみると、 第四位千葉県一九名、第五位大阪府一八名、第六位埼玉県一五名などとなっており、 逆に地元の奈良県は四九名で、 都道府県別の出資人数と口数のデータである (図表 5 参照)。 京都、和歌山の口数合計(八七○口)で、全体の約五○%の出資を集めている 一人当たりの出資額では地元のほうが大きいことがわかる。 わずかな差であるが第二位となってい 東京四・七口であるのに対 出資者数の最も多 募集総額全体に占

「つくばね発電所復活プロジェク 図表 5 トーの都道府県別出資者と口数

' -	▼ > HDXE/13)())]H	R C D X							
	人数	口数	平均口数							
愛知県	14	80	5.7							
愛媛県	2	2	1.0							
茨城県	3	104	34.7							
岡山県	7	17	2.4							
岩手県	1	1	1.0							
岐阜県	3	3	1.0							
宮崎県	1	30	30.0							
宮城県	2	3	1.5							
京都府	13	81	6.2							
熊本県	2	31	15.5							
群馬県	3	12	4.0							
広島県	3	6	2.0							
香川県	1	2	2.0							
埼玉県	15	139	9.3							
三重県	2	2	1.0							
山口県	2	4	2.0							
山梨県	1	1	1.0							
滋賀県	2	2	1.0							
新潟県	1	3	3.0							
神奈川県	21	48	2.3							
青森県	1	1	1.0							
静岡県	6	27	4.5							
石川県	1	1	1.0							
千葉県	19	67	3.5							
大阪府	18	108	6.0							
大分県	1	1	1.0							
長崎県	3	6	2.0							
長野県	5	11	2.2							
東京都	51	239	4.7							
栃木県	2	2	1.0							
奈良県	49	567	11.6							
福井県	1	20	20.0							
福岡県	4	6	1.5							
兵庫県	10	14	1.4							
北海道	2	4	2.0							
和歌山県	1	100	100.0							
計	273	1,745	6.4							
1										

東吉野水力発電株式会社のデータによる。

は、 思われる。 かる 金調達が成功した要因として、 ァンディングにおいても当該地域の人間関係が資金調達では、 次に、 六月二〇日、 (図表6参照)。筆者が東吉野水力発電株式会社にて行なったインタビューでは、このプロジェクトでの資 ファンドの出資状況の推移をみると、 六月二七日、 七月一 地元の東吉野村での説明会開催とならコープの協力が挙げられた。 日 九月一 募集開始当初は出足が悪く、 日に行なわれ、 重要な役割を果たしていることを示唆していると 各回一 七月に急激に増加していることがわ 〇数名の参加者を集めた。 前者に関して ただし、

まり出資につながらなかったが、 参加者の大半は高齢層であり、

必ずしもインターネットを介して出資の手続きを行なう環境になかったため、

あ

縁故者や知人に口コミで出資の協力を呼び掛けたとのことである。その効果に

よって、七月に口数が伸びたとされる。また、後者についても、ならコープが組 合員への呼びかけを行なうとともに、PR活動を支援したとのことである。

奏功したことに表れている。さらに、単に収益性だけでなく、 着した人間関係が資金調達にとって重要な要素であり、この関係が基礎となって の担い手に対する信頼や共感も重要な要素である。このプロジェクトでは、 いるという点である。このことは、地元での説明会に参加した高齢者の口コミが この事例の示唆するところは、クラウドファンディングにおいても、 プロジェクトやそ 地域に密

収益性だけでなく、地域活性化というコンセプトが重視されており、これが共感 が価値観を共有した事例であり、 金提供者の人的なつながりを中核としつつ、プロジェクトの担い手と資金提供者 ら」であり、これが七八%を占めている。つまり、この事例は、 査で、最も高い割合を占めていたのが、「業種・事業内容に共感・応援したい を呼んだ側面であるという点も重要である。実際、このファンドの出資動機 その意味ではクラウドファンディングの本来の 資金調達者と資 単に 0

図表 6 ファンドの出資状況の推移

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計
購入口数 (単月)	33	69	60	29	112	187	483	204	125	261	105	77	1,745
購入口数 (累積)	33	102	162	191	303	490	973	1,177	1,302	1,563	1,668	1,745	
購入人数 (単月)	18	19	11	8	8	20	55	29	26	27	44	8	273
購入人数 (累積)	18	37	48	56	64	84	139	168	194	221	265	273	

(出所) 東吉野水力発電株式会社のデータによる。

特徴が十分に生かされた事例といえる。

まとめ

ラウドファンディングの今後の方向性を示唆する、二つの事例を考察した。その

以上、本稿では、国内外のクラウドファンディングの拡大を概観した上で、ク

けられるようなあり方が示されるとともに、他方では参加者による価値観の共有や共感といった、 結果、一つの方向性として、フィンテックのような高度なテクノロジーを駆使した、最先端の金融手法に位置づ 従来の金融理

論の枠組みに収まらないようなあり方も示されている。

全く異なるものである。 何らかの金銭上の契約を取り交わす仕組みと解するならば、これらは共通の要素を有しているが、クラウドファ ンディングの特徴として、参加者による価値観の共有や共感といったナイーブな要素を重視するならば、 クラウドファンディングを、不特定多数の資金調達者と資金提供者がネット上のプラットフォームで相対し、 両者は

と考えられる。 クラウドファンディングの拡大は、今後も続くことが予想され、それに伴い多様なありかたが提示されるもの

(謝辞) しました。厚く御礼申し上げます。 本稿作成に際し、森田康照氏 (東吉野水力発電株式会社)、大木剛氏 (みずほ総研) から貴重なご教示とデータを頂戴

注

 $\widehat{\mathbb{1}}$

矢野経済研究所 『二〇一五年版

国内クラウドファンディングの市場動向』二三~二四ページ

- (\approx) massolution "2015CF The Crowdfunding Industry Report" p. 56
- 3 矢野経済研究所 『二〇一五年版 国内クラウドファンディングの市場動向』、
- (4) massolution "2015CF The Crowdfunding Industry Report" p. 22

- 5 massolution "2015CF The Crowdfunding Industry Report" p. 56
- 6 Lending Clubでは、Standard ProgramとCustom Programとの二形態を用意しており、前者の場合、貸し手は主に個人

含む非定型ローンを対象としている。また、前者は、マーケット型で運営されており、本文で記したように、 投資家で、定型のパーソナルローンを対象としており、後者の場合、貸し手は主に機関投資家で、中小企業ローンを

LendingClubが審査を行ない、金利を決定するが、後者では、オークション形式も用いられているようである。つまり、

果、最も低い金利を提示した貸し手が落札することになる。 借り手がその資金使途や信用度を開示する一方、貸し手はその情報によって借り手を選定し、入札を行なう。その結

8 この事例については、拙稿「大手証券グループのファンド業務および各種のブティック型ファンド―自然エネルギ

同NPO法人の活動については、http://www.h-greenfund.jp/index.html参照

7

- ー・環境・農林業関連を中心として」(証券経営研究会編『金融規制の動向と証券業』日本証券経済研究所、二〇一一
- 9 東吉野村HP掲載のデータによる。なお、データは、 平成二二年国勢調査によるものである。

第八章、所収)、参照

http://www.vill.higashiyoshino.nara.jp/4gyouseijouhou/toukeityousa/toukeityousa.html

(まつお

じゅんすけ・客員研究員)

(21)

英独取引所グループの経営統合合意

吉川 真裕

併合意条件が正式に公表されたが、LSEGに対する買収提案や規制当局による承認手続きの難航が予想され、 取引所ISEをナスダックに一一憶ドルで売却することで合意した。三月一六日に英独取引所グループの対等合 営統合(持ち株比率はDBAG五四・四%、LSEG四五・六%)が模索されており、持ち株会社の取締役会に を検討していることがLSEGから公表され、三月九日にはDBAGがEUREX傘下のアメリカのオプション ーク証券取引等を傘下に持つアメリカのインターコンチネンタル取引所(ICE)がLSEGに対して買収提案 ること、三月二二日一七時までに正式決定が公表されることが明らかになった。ところが、三月一日、ニュ は両取引所グループから同数の取締役が就任すること、 交渉状況を明らかにした。そして、株式交換によって新たに設立される持ち株会社(UK TopCo)のもとでの経 ィブ取引所EUREXやフランクフルト証券取引所を傘下に持つドイツ取引所(DBAG)は対等合併に関する 二〇一六年二月二三日、イタリア取引所を傘下に持つロンドン証券取引所グループ(LSEG)と、デリバテ 両取引所グループの主要業務はこれまで通りに運営され

の思惑と今後の展開について考察する。 本稿ではLSEGとDBAGの経営統合計画をめぐる経緯を紹介し、経営統合合意に至った両取引所グループ

経営統合が実現するかどうかは不確かである。

1 これまでの経緯

(1) 二〇〇〇年の合併合意

О М 計画が明らかにされた。そして、七月一七日には合併計画の細目が明らかにされ、 を計画していたアメリカのナスダックとの間でベンチャー市場(ナスダックiX)を共同子会社として開 O) は辞任し、両取引所の合併計画が再検討されることはなかった。 失敗に終わったが、ドイツ取引所との合併計画を推進したロンドン証券取引所のケイシー最高経営責任者 て敵対的買収を仕掛け、これを受けてロンドン証券取引所は九月一二日にドイツ取引所との合併計画を撤回し、 八月二九日にストックホルム証券取引所を傘下に持つスウェーデンのOMグループがロンドン証券取引所に対し 両取引所とも九月一四日におこなわれ、 二〇〇〇年五月三日、 グル ープの敵対的買収に対抗することに専念することを発表した。結局、 ロンドン証券取引所とドイツ取引所は対等合併し、新取引所iXはヨーロッパへの進出 一一月一日には合併が実現するという日程も明らかにされた。ところが、 OMグループによる敵対的買収は 合併承認のための会員総会は 院設する C E

じであったが、優良株式はイギリスで取引がおこなわれ、ベンチャー株式はドイツで取引がおこなわれることが 予定されており、 が就任する(会長はロンドン証券取引所から、CEOはドイツ取引所から)という点で今回の経営統合合意と同 ンド)と見込まれており、今回の経営統合合意の四憶五〇〇〇万ユーロの五分の一以下であった。 この時の合併計画では新会社をイギリスに作り、株式交換によって合併を実現し、 当初の株式保有比率もドイツ取引所のクリアストリーム株式保有分を除く形で五○%ずつとなっており、 対等合併という形をとっていた。他方、合併に伴う費用削減効果は八三〇〇万ユーロ 取引市場統合が想定されていた点では今回の経営統合合意よりもより踏み込んだものであった。 両取引所から同数の取 (五〇〇〇万ポ 締役

(2) 二〇〇四年の買収提案 (2)

この問題に対する調査を競争委員会(CC)に依頼し、CCによる七月の中間報告では現状での買収は認められ た。二〇〇五年一月二七日にドイツ取引所がロンドン証券取引所に対する買収提案の内容を公表したことで事態 ドイツ取引所による買収提案を拒否したことを公表した。一二月二〇日には旧パリ取引所を核とするユーロネク ないものの、 るロンドン証券取引所の買収審査結果が公表され、承認は留保された。ただし、OFTは問題の重要性に鑑み、 たことで、買収観測は一気に後退した。さらに、三月二九日にはOFTからドイツ取引所とユーロネクストによ ところが、三月六日にドイツ取引所が主要株主の反対を理由にロンドン証券取引所に対する買収提案を取り下げ 証券取引所に対する買収交渉の申請をおこない、ドイツ取引所も一月三一日に買収交渉の申請をOFTにおこな は進展し、翌一月二八日にはユーロネクストが買収提案内容を公表しないまま公正取引庁(OFT)にロンドン ストからもロンドン証券取引所に対する買収提案の意向が示され、 った。そして、二月九日にはユーロネクストも買収提案内容を公表したが、買収価格は明示されていなかった。 二〇〇四年一二月一三日、 クリアリング機関の問題が改善されれば買収が不可能なわけではないという判断が示された。 ロンドン証券取引所は一株五ポンド三〇ペンス 両当事者の間で買収条件の交渉がおこなわれ (総額一三億五〇〇〇万ポンド)の

トル 員ポストを提示していること、クリアストリームの売却は考えていないことが関係者の話として報じられていた。 メント機関との契約を尊重することを表明していた。また、デリバティブを含めた取引統括本部をロンドン イギリスの電子取引利用料を大幅に引き下げること、 ロンドン証券取引所のファースCEOとホーウェル最高財務責任者(CFO)にドイツ取引所の役 ロンドン証券取引所とクリアリング機関・セ

この際、ドイツ取引所は買収が両取引所の事業戦略、使用通貨、

規制枠組といった市場構造を変更するもので

(3)二〇一一年のLSEGとTMXの合併合意撤回

得られる可能性はきわめて低いことが撤回理由として挙げられていたが、具体的な数値は公表されなかった。 役会は買収提案価格のより高いメイプル・グループの買収提案を拒否し、LSEGとの合併計画を推進する決定 取引所やモントリオール取引所を傘下に持つTMXグループ でTMXの株主の過半数はLSEGによる買収に賛成していたが、三〇日に投票を実施しても三分の二の賛成を 見通しが立たないことを理由としてLSEGとTMXの合併計画を撤回すると発表した。六月二八日までの投票 EGも同じ六月三○日に合併承認を求める株主総会を開催する計画を発表した。六月一日には両取引所でそれぞ 八カナダ・ドル 金基金が結成したメイプル・グループから買収交渉を打診されたことを明らかにし、 るモントリオ ヒアリングがはじまると六大銀行の三つが反対を表明し、もう一行が加わって四つの大手銀行が反対を表明 の比率で対等合併することに合意したという発表をおこなった。二〇一一年三月にオンタリオ州監督機関による れ買収承認を求める株主総会の開催通知が発表され、買収後のグループの名称をLTMXとすることも明らかに 一三日のLSEG株価に基づく買収価格に比べて二三%のプレミアムが提示された。五月二〇日、 二〇一一年二月九日、 LSEGの財務アドバイザーを務めるカナダ・ロイヤル銀行 買収承認投票を翌日に控えた六月二九日、LSEGとTMXはTMXで株主投票の三分の二を得られる 五月二五日にはTMXは合併承認を求める株主総会を六月三〇日に開催する手続きを開 ・ール銀行 (三三・五二カナダ・ドルの現金とメイプル・グループ株式○・三○一六株の株式交換)、 (BMO) は合併の支持を続けていた。五月一四日、 イタリア取引所を傘下に持つロ ンドン証券取引所グループ (TMX)は合併後の持ち株比率が (RBC) とTMXの財務アドバイザーを務め TMXは四つの大手銀行と五つの年 (LSEG) とトロ TMX株式一株に対して四 五五%対 T M X の 始し、 ント 应 五月 L S 五.

(4)二〇一二年のドイツ取引所とNYSEユーロネクストの合併合意撤回(4)

案をおこなったが、五月一六日には司法省の反対を受けて買収提案を取り下げた。七月七日にはNYSEユ ネクストが合併交渉の結論が出るまで株式の取引を停止することを発表し、二月一五日にはDBAGとNYSE 争総局の提案を受けて、提示された譲歩案に基づくDBAGとNYSEユーロネクストの合併を承認しないとい ユーロネクストは譲歩案を提示したが、EU競争総局の理解は得られなかった。二〇一二年二月一日、 ナスダックOMXとインターコンチネンタル取引所は共同で四月一日にNYSEユーロネクストに対する買収提 ユーロネクストも合併後の持ち株比率が六○%対四○%の比率で対等合併することに合意した。これに対して、 ツ取引所(DBAG)と、ニューヨーク証券取引所(NYSE)やユーロネクストを傘下に持つNYSEユーロ う決定をおこなった。これを受けて翌二日、 E U この際、NYSEユーロネクスト株式一株に対してDB株式○・四七○○株の株式交換によって合併はおこな 二〇一一年二月九日、 の競争総局が詳細な承認審査手続きに入ることを公表した。承認審査過程においてDBAGとNYSE 七月一三日にはDBAGでの株主による合併承認がおこなわれたが、八月四日にはヨーロ LSEGとTMXが対等合併することに合意したという発表をおこなった同じ日 DBAGとNYSEユーロネクストは合併計画の撤回を表明した。 E U ロッパ にドイ 連合 100

はNYSEユーロネクストから選出されるが、経営委員会には双方から四人ずつが選出されることになってい O) とニーダーアウアCEO 併成立後の持ち株会社はオランダに新たに設立され、取締役は一七人で、フランチオーニ会長 (NYSEユーロネクストCEO) を除く一五人のうち九人はDBAGから、 (DBAG · CE

われ、二月九日のNYSEユーロネクストの株価に比べて一〇%のプレミアムでの買収合意であった。他方、合

2 合併合意に至る経緯

BAGのケンゲターCEOがCEO、LSEGのワレンCFOがCFOに就任することなどが明らかになった。 され、新たに設立される持ち株会社はロンドンに所在するが、本社機能はロンドンとフランクフルトの双方に置 交渉状況を明らかにした。株式交換によって新たに設立される持ち株会社(UK TopCo)のもとでの経営統合 就任する持ち株会社の取締役会ではLSEGのブライドン会長が会長、DBAGのファーバー会長が副会長、D き、株式はロンドン証券取引所とフランクフルト証券取引所の双方で上場されること、双方から同数の取締役が 三月二二日一七時までに正式決定が公表されることが明らかになった。そして、二月二六日には追加情報が公表 引所グループから同数の取締役が就任すること、両取引所グループの主要業務はこれまで通りに運営されること、 ンチネンタル取引所(ICE)がLSEGに対して買収提案を検討していることがLSEGから公表され、三月 (持ち株比率はDBAG五四・四%、LSEG四五・六%)が模索されており、持ち株会社の取締役会には ィブ取引所EUREXとフランクフルト証券取引所を傘下に持つドイツ取引所(DBAG)は対等合併に関する 二〇一六年二月二三日、イタリア取引所を傘下に持つロンドン証券取引所グループ(LSEG)と、デリバテ ところが、正式条件が発表される前の三月一日、ニューヨーク証券取引等を傘下に持つアメリカのインターコ

通りであった。持ち株会社の取締役には公表された四人のほか、双方から六人ずつが加わり、一六人であること

三月一六日、英独取引所グループの経営統合合意条件が正式に公表されたが、それまでに公表されてきた内容

(将来的には一四人に削減予定)、LSEGのロレCEOは退任するが、会長と副会長のアドバイザーとして最長 年間経営統合に関与すること、経営統合に伴う費用削減効果を二〇一五年の経常費用二二億ユーロの二〇%に

九日にはDBAGがナスダックにアメリカのオプション取引所ISEを一一憶ドルで売却することで合意した。

3 経営統合の思惑と今後の展開

FTSEを完全子会社化し、二〇一四年にはアメリカのフランク・ラッセルの買収にも成功していた。 ズも買収した。二〇一一年二月にはトロント証券取引所を傘下に持つTMXグループの買収で合意に達したが、 ル(一八〇〇万ポンド)で買収し、二〇〇九年一二月にはイギリスの取引所類似施設(MTF)であるターコイ 取引所グループ(LSEG)を形成した後、フランス国籍の投資銀行家ロレ氏がCEOに就任し、二〇〇九年一 でクリアリング機関であるLCHクリアネットの買収に成功した。そして、二〇一三年には共同子会社であった カナダでの反対勢力の抵抗によって断念したものの、二〇一二年四月には八億一三〇〇万ユーロ(一一億ドル) ○月にスリランカのシステム開発会社であるミレニアム・インフォメーション・テクノロジーズを三○○○万ド 二〇〇七年六月にはイタリア取引所を株式交換によって一一憶ポンド(一六憶ユーロ)で買収し、ロンドン証券 プ、二〇〇六年三月と一一月にナスダックと五度の買収提案を受けたが、取締役会はこれらの提案を退けてきた。 ープ、二〇〇四年一二月にドイツ取引所、二〇〇五年一二月にオーストラリアの投資銀行マッコーリー ロンドン証券取引所は二〇〇〇年五月にドイツ取引所との対等合併で合意した後、二〇〇〇年九月にOMグル

の対等合併(持ち株比率からは被買収)を選択したことに対して、疑問を呈する向きも多い。力尽くで買収され ようになっていた。ところが、買収による多角化戦略を推し進め、 た収益構造を多様化して、デリバティブ取引が弱いものの、取引所グループと呼ぶに相応しい企業とみなされる ンドン証券取引所はかつての買収ターゲットから買収者へと変貌し、 評価されてきたロレCEOがドイツ取引所と ロレCEOのもとで株式取引に依存し

ユー ものの、二○○五年二月には株主や利用者による経営陣への反乱が生じ、剛腕で知られたザイフェルトCEOが こなわれ、株主による承認手続きが国民投票の前に予定されていることからも、イギリスのEU離脱という最悪 態になればじり貧状態になることが危惧されたに違いない。今回の経営統合合意がイギリスでの国民投票前にお 場を獲得することは困難であり、 自らの地位や企業の独立性よりも顧客の利便性向上を選択したと言えば聞こえはいいが、デリバティブ取引で市 る可能性は極めて小さくなったにもかかわらず、ロレCEOが自ら買収される道を選択したのはなぜであろうか。 1 たが、二〇〇六年にはユーロネクストの買収交渉でニューヨーク証券取引所に出し抜かれ、二〇〇七年四月にア CEOを務めていたスイス国籍のフランチオーニ氏がCEOに就任した後、ドイツ取引所の強硬姿勢は影を潜め 退任する事態となった。 スイス取引所の買収交渉が決裂し、二〇〇四年一二月にロンドン証券取引所に対して買収交渉を再度おこなった の事態を回避するための手段として経営統合がロンドン証券取引所で選択されたのではないかと考えられる。 とは考えにくいが、 くことに見通しが立たなかったからではないだろうか。イギリス株取引やイタリア株取引で主市場でなくなるこ メリカの電子オプション取引所ISEを二八憶ドル(ナスダックへの売却価格は一一憶ドル)で買収していた。 他方、 口 ロネクストを買収したニューヨーク証券取引所から合併計画が持ち込まれ、二〇一一年二月にはNYSEユ ドイツ取引所は二〇〇〇年九月にロンドン証券取引所との合併計画が撤回された後、二〇〇四年八月に ユーロ建て取引やドル建て取引を獲得することも困難であり、 ザイフェルトCEO (持ち株比率は六○%対四○%)することで合意に達したが、ドイツ取引所傘下のデリ デリバティブ取引で強いドイツ取引所やCMEグループ、ICEと競争してい (スイス国籍) との対立からドイツ取引所を離れ、 イギリスのEU離脱という事 スイ ス取引所の

バティブ取引所EUREXとNYSEユーロネクスト傘下のデリバティブ取引所LIFFEのグループ会社化は

による拡大という姿勢は後退していた。ところが、二〇一五年に就任した投資銀行出身のケンゲターCEOはC デリバティブ市場の競争を阻害するというEUの判断によってNYSEユーロネクストとの合併計画は撤回され LSEGとの合併合意にかかわる報道からも強気な姿勢がうかがえる。 MEグループを出し抜いてフランクフルトのFX取引市場三〇六Tを買収し、 であったデリバティブ取引所EUREXと指数情報提供会社STOXXの完全子会社化はおこなわれたが、買収 ることになった (EUREXかLIFFEの売却は考慮されなかった)。この後、 穏健な前任者との違いを印象付け、 スイス取引所との共同子会社

際と同様、 強いなら有利な取引を実現するというのが現状に困っていないドイツ取引所のスタンスのように思われる。 分配して合併比率を対等に近づけるという配慮はおこなわれておらず、NYSEユーロネクストとの合併合意の するという形をとっていたにもかかわらず、今回の合併合意では売却交渉をしていたISEの売却代金を株主に の際には剛腕で知られたザイフェルトCEOでさえ対等合併の形にするためにクリアストリームの持ち株を除外 LSEGとの合併交渉は二か月前から、ナスダックへのISE売却交渉は三ヵ月前からおこなっていたと報じ 対等合併と言いながらあくまで持ち株比率では譲らないという姿勢が感じられる。 いずれの交渉もドイツ取引所から持ちかけたものかどうかは不明である。二〇〇〇年の合併合意 相手の交渉意欲が

点となっており、 EXクリアリングとLSEG傘下のクリアリング機関LCHクリアネットのグループ会社化がシナジー効果の焦 焦点であったが、今回のドイツ取引所とLSEGとの合併合意ではドイツ取引所傘下のクリアリング機関EU EUREXとNYSEユーロネクスト傘下のデリバティブ取引所LIFFEのグループ会社化がシナジー効果の 二〇一二年のドイツ取引所とNYSEユーロネクストの合併合意ではドイツ取引所傘下のデリバティブ取引所 ユーロ建て債券先物・オプション取引のクリアリングをおこなうEUREXクリアリングと、 Ř

ター には多くのハードルが残っており、 争を阻害する要因とみなしたEU競争総局がEUREXクリアリングとLCHクリアネット 手続きで再び待ったをかける可能性もある。 削減するポ デリバティブ市場の競争を阻害する要因とみなさないとは限らない。 れており、 Hクリアネットのグループ会社化をやすやすと見逃すものとは考えにくい。ICEは三月一 OTを傘下に持つCMEグループにとっても魅力的であり、 とした先物・オプション取引をおこなうICEフューチャーズ・ヨーロッパを傘下に持つICE、 EUREXを傘下に持つドイツ取引所だけでなく、 金利スワップ等の店頭デリバティブ取引のクリアリングをおこなうLCHクリアネットの間で利用者の証拠金を 承認されたとしても、 る買収提案の意向を伝えており、三月二九日がテイク・オーバー・コードによる買収提案期限であったが、三月 金利を対象とした先物・オプション取引をおこなうCMEやドル建て債券先物・オプション取引をおこなうCB ップのクリアリング業務の最大手であり、LCHクリアネットとの間でポートフォリオ証拠金を導入することは 六日にLSEGがドイツ取引所との合併合意を公表したことでICEの買収提案提出期限は四月末まで延期さ LSEGに対する買収交渉は今後も続く可能性が高いと考えられるが、 パーティを通じたクリアリングが奨励されている状況に即したものである。 CMEグループがICEの買収提案を踏まえてLSEGに買収提案をしてくる可能性もあるだろう。 ートフォリオ証拠金を導入することが計画されており、 ドイツ取引所とNYSEユーロネクストの合併合意の際と同様、EU競争総局が承認審査 一筋縄ではいかないものと予想され、今後も目の離せないところである。 EUREXとLIFFEのグループ会社化をデリバティブ市 LIFFEから取引を移管され、 ICEやCMEグループがドイツ取引所によるLC 店頭デリバティブ取引のセントラル LSEGとドイツ取引所の合併計画 LSEGとドイツ取引所の合併合意が LCHクリアネットは金利スワ ユーロ建て短期金利を対象 日にLSEGに対す のグル ド 1 プ会社化を ル建て短期 カウン 実現 の競

- 1 詳細については、 計画撤回~OMグループによるLSE買収提案~」(本誌一五八七号、二〇〇〇年一〇月)を参照 拙稿「iX~英独取引所合併計画~」(本誌一五八三号、二○○○年六月)、「英独証券取引所の合併
- 2 詳細については、拙稿「ドイツ取引所のロンドン証券取引所買収提案」(本誌一六二八号、二〇〇五年二月、

http://www.jsri.or.jp/publish/report/pdf/1628/1628_03.pdf)、「ロンドン証券取引所の買収問題」(本誌一六三二号、二

- ○○五年一○月、http://www.jsri.or.jp/publish/report/pdf/1632/1632_03.pdf) を参照。
- 3 詳細については、拙稿「国境を越えた取引所の合併・買収」(本誌一六六六号、二〇一一年六月、http://www.jsri.or. 〇月、http://www.jsri.or.jp/publish/report/pdf/1668/1668_04.pdf)を参照。 jp/publish/report/pdf/1666/1666_03.pdf)、「LSEGによるTMX買収合意の撤回」(本誌一六六八号、二〇一一年 |
- 4 詳細については、拙稿「国境を越えた取引所の合併・買収」(本誌一六六六号、二○一一年六月、http://www.jsri.or. | 一一| 二年| 月、http://www.jsri.or.jp/publish/report/pdf/1670/1670_03.pdf) を参照。 jp/publish/report/pdf/1666/1666_03.pdf)、「ドイツ取引所とNYSEユーロネクストの合併撤回」(本誌一六七〇号、
- documents/initial-statement-lseg-potential-merger-deutsche-boerse-pdf?accepted=26d600001878f001b8d4f1a61ea2981b Group plc ("LSE") and Deutsche Boerse AG ("Deutsche Boerse")," Press Release, 23 February 2016 (http://www.lseg.com/

London Stock Exchange Group plc and Deutsche Boerse AG, "Potential merger of equals between London Stock Exchange

5

6 London Stock Exchange Group plc and Deutsche Boerse AG, "Further information on the potential merger of equals February 2016 (http://www.lseg.com/documents/lseg-disclosure-further-potential-merger-terms-26-feb-2016between London Stock Exchange Group plc ("LSEG") and Deutsche Börse AG ("Deutsche Börse")," Press Release, 26

pdf?accepted=93a83a1dafbd96a47f42d39177087cce)

- 7 regards-possible-offer-1-march-2016-pdf?accepted=2c1c1f858ff7e9a33c7ae22375bf3d90), Deutsche Börse AG, "Deutsche Intercontinental Exchange, Inc. ("ICE")," Press Release, 1 March 2016 (http://www.lseg.com/documents/lseg-statement-London Stock Exchange Group plc, "London Stock Exchange Group plc ("LSEG") notes the announcement from
- 8 London Stock Exchange Group plc and Deutsche Boerse AG, "RECOMMENDED ALL-SHARE MERGER OF EQUALS OF boerse.com/dbg/dispatch/en/listcontent/dbg_nav/investor_relations/Content_Files/10_adhoc/db_adhoc_9March2016 Börse AG: Divestiture of International Securities Exchange Holdings, Inc.," Press Release, 9 March 2016 (http://deutsche-
- pdf?accepted=4133c704930f0d3071bd70ddd6ab3fbb) は両取引所グループのサイトからアクセス可能である。 all-share-merger-equals-london-stock-exchange-group-plc-and-deutsche-b%C3%B6rse-ag-presentation-16mar2016cea4288f920252461aefc8540769f68b) とプレゼンテーション資料 (http://www.lseg.com/documents/lseg-recommended-(http://www.lseg.com/documents/lseg-dbag-analysts-investor-call-2016-03-16-zip?accepted= deutsche-b%C3%B6rse-ag-rns-16mar2016-pdf?accepted=de1fb0b304288862dd9a78f6b0316136). なお、記者会見の音声 (http://www.lseg.com/documents/lseg-recommended-all-share-merger-equals-london-stock-exchange-group-plc-and-LONDON STOCK EXCHANGE GROUP PLC AND DEUTSCHE BÖRSE AG," Press Release, 16 March 2016

(33)

(よしかわ まさひろ・客員研究員)

スチュワードシップ・コードの可能性

梅本 剛正

はじめに

取引所により行われた。両コードは日本の上場企業の実効的なガバナンスを実現し、持続的な成長と中長期的な めたりROEを高めようとしたりする動きが認められるなど、わが国の上場企業にこれまでになかったような変 企業価値の向上を図ることを目的として設けられたものである。これらコードの導入により、 二〇一五年六月一日には「コーポレートガバナンス・コード」を反映した有価証券上場規程等の改正が東京証券 二〇一四年二月二六日に「責任ある機関投資家の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)」が公表され、 持ち合い解消を進

ていない。OECDの原則を参考にして、取引所が設けたプリンシプルベースの類似したコードでありながら、 トガバナンス原則」(二〇〇四)というものを作成していたが、現在はもちろん当時においてもあまり注目され ところで、東京証券取引所は一〇年以上前にコーポレートガバナンス・コードと類似の「上場会社コー ポレー

化がみられるとも伝えられている。

社会の注目度にこれほどの違いが生じたのはなぜだろうか。

かったものと思われる。ガバナンスの議論も近年は企業の効率性確保を促すものに軸足が移ってきたが、以前は 壊の後処理に追われていた時期であり、上場企業にせよ機関投資家にせよ前向きの議論をすることは、まだ難し 理由は四つほど考えられる。一つは、導入された時代背景の違いである。二〇〇四年といえば、まだバブル崩

点である。これにより各社の取り組みが可視化されることも、社会の注目を集めた理由といえよう。 取引所の施策として作成されたコードと注目度・影響力が違うのは当然といえよう。三つ目として、「遵守せよ、 ことである。 という期待を醸成しているように思われる。 トガバナンス・コードと相まって、 さもなければ説明せよ」という形でコードの基本枠組が定められており、 ポレートガバナンス・コードの方は日本再興戦略・改訂版二〇一四の提言に基づき策定されたものであり、 企業の不祥事対応、 ポ 今回は機関投資家側の規律にもスチュワードシップ・コードという形で踏み込んでおり、それがコー ・レートガ スチュワードシップ・コードは、 バナンス・コードは、 適法性確保に主眼が置かれていたことも関係しているであろう。二つ目の理由は、 わが国の上場企業のコーポレートガバナンスを改善していくのではない 日本企業に「稼ぐ力」をつけるという国家戦略の一つと位置付け 日本再興戦略(二〇一三年六月一四日) 報告書の作成・公表が求められている の提言に基づいて、 四つ目とし Ś 今回 ている ポレー コー | | | |

る。 心とした欧州、 ナンスにおいて果たすべき役割という論点が盛んに取り上げられ議論された。前回と異なり今回はイギリスを中 ップ・コードの策定という形で関わっていること、など注目に値する違いがある。ただし、 してガバナンスを改善しようとするものであること、そのために国や取引所が中心的役割を担い の関与(アクティビズム)は、 最後の点に関連して機関投資家のガバナンスへの関与についても、かつての議論のリバイバルという側面があ 今回は公的年金基金など個別の機関投資家の経営関与ではなく、すべての機関投資家の力を経営改善に結集 一九九〇年代に活発化したカルパ コモンウエルス諸国が源流という点において違いがある。 わが国においても注目を浴び、学界においても機関投資家がコーポ ースなどアメリカの公的年金基金による積極的なコーポレ しか し議論の系譜以上に重要な点とし 後述するように、そ 1 スチュワードシ ガ ナンス -ガバ

の機関投資家の力の背景である上場企業株式の保有比率は、九〇年代と今日とでは大きく異なることも忘れては

ならない

どのような限界を抱えているのか等々を、 チュワードシップ・コードが適切に機能すれば上場企業のガバナンスの改善につながることが期待できる。しか えてみたい。 投資家のコーポレートガバナンスへの関わりに関してなされた九○年代の議論とイギリスにおけるスチュワ シップ・コードの経験を参考にしつつ、わが国におけるスチュワードシップ・コードの可能性について検討を加 ているのに対して、スチュワードシップ・コードの方は議論が盛り上がりを欠くようにみえる。本稿では、 コーポ 機関投資家を取り巻く諸々の環境が、 レートガバナンス・コードはすべての上場企業が対応を迫られるなどの理由から、 コーポレートガバナンス・コードを機能させるうえで、機関投資家の関与は極めて重要であり、 しっかり見極めておく必要があるように思われる。 コーポレートガバナンスに関与することを許すのか、 議論が活発に行われ 関与するとして 機関 ス į,

の議論は主として資産運用者を念頭に置いていることを了解されたい。 的に関与するとともに、スチュワードシップ・コードの受け入れ機関も多いことから、本稿における機関投資家 さらに議決権行使助言会社に対しても当てはまるとされている(序文八参照)。投資先企業のガバナンスに直接 が、そこには なお、日本版スチュワードシップ・コードは、日本の上場株式に投資する機関投資家を対象とするものである 「資産運用者としての機関投資家」と年金基金など「資産保有者としての機関投資家」が含まれ、

- 日本版スチュワードシップ・コードの概要と現状

1

日本版スチュワードシップ・コードは、次の七つの原則から成り立っている。すなわち、①スチュワードシッ

④投資先企業との「目的を持った対話」(エンゲージメント)、⑤議決権行使と行使結果の公表の方針作成、 プ責任を果たすための方針の策定と公表、②管理すべき利益相反の方針策定と公表、③投資先企業の状況把握、 ⑥ 顧

客・受益者への定期的報告、⑦スチュワードシップ活動を適切に行うための体制整備、

である。

(二〇一六年二月末現在で二〇五機関)。 ードの原則を遵守するか、あるいは説明するかを公表することが機関投資家に求められている点は同じであるが、 るかを示した報告書を作成・公表することが求められている。 コードの受け入れは任意である。それにもかかわらず、これまで多くの機関投資家が受け入れを表明している コーポレートガバナンス・コードの場合、すべての上場企業は公表項目について遵守するか、 日本版スチュワードシップ・コードの場合は、 あるいは説明す

においては、受け入れを表明している三○○機関のうち真摯に対応しているのは一割の三○機関にすぎないとの 関投資家の数ではなく、 であろう。受け入れ表明が多いとコードに実効性が伴い目的達成に近づけるようにみえるが、 る。しかし、任意参加の制度として設計したのなら、その建前は維持されるべきであり、規制上の不安は取り除 少なければ愉快でないのは確かであり、機関投資家が監督権限を有する官庁の顔色を窺うのも自然なことではあ 表明した機関も少なくなかったと思われる。 上受け入れないという選択肢はないともいわれているが、わが国おいても当局の監督権限に配慮して受け入れを くべきであろうし、いったん受け入れ表明をしたのであれば、その機関投資家には真摯に対応するよう促すべき 入れ(sign up)を表明している(FRC [2016])。イギリスではFCAが認可権限を持つ投資運用業者などに事実 日本がモデルとしたイギリスにおいては、二〇一四年現在で約二〇〇の資産運用者を含めて三〇二機関が受け それら機関がどれだけ真剣にスチュワードシップ活動を行っているかである。 旗振り役の金融庁にとって、受け入れ表明をする機関投資家の数が 問題は参加する機 イギリス

か、 声もある(Wong [2015])。公表する文書の記載内容の不備も少なくないようである。この状況に業を煮やしたの ないグループ FRCは機関投資家を個別に調査したうえで、 (ティアⅡ)に階層付けし、二〇一六年夏に結果を公表することを予定している(FRC [2016])。 コードの要請を満たしているグループ (ティアI) とそうで

が国においても、受け入れ表明をしながら、各原則ともわずか数行程度の記載しかなく、真剣みを疑わせる

スチュワードシップ・コード

機関が 成は難しくなるかもしれない。イギリスのような対応を採るかどうかは別として、 的な成長と中長期的な企業価 する機関投資家の数を増やす努力が図られてよいように思われる。 で走ることはできないので、 の実効性に対する信頼が失われてしまうことになりかねない。 相当数みられる。受け入れ表明機関が増えても、このような状況が続けば、 わが国の上場企業の「実効的なコーポレートガバナンスの実現」や、「会社の持続 「値の向上を図る」という目的(コーポレートガバナンス・コード序文六~八)の達 コーポレートガバナンス・コードだけが「片輪」 わが国においても真摯に対応

2 株式保有状況の変化

国内の機関投資家はイギリス上場企業の約六○%を有しており、外国法人等は一六%であった。 の機関投資家の株式保有比率の低下を主な理由として挙げる (Cheffins [2010])。つまり、 資家が上場企業に対してどの程度の影響力を有しているのかを見極めるにあたり、押さえておくべき重要なポイ スチュワードシップ・コードを最初に導入したイギリスにおいて、否定的な見方をする論者は国内 一九九三年にイギリス 当時であればイ

九〇年代と今日とでは上場企業の株式保有状況に大きな変化が生じている。このことは、今日において機関投

ギリス国内の機関投資家を結集することができれば、上場企業に対して相当程度の影響力を有したかもしれない。

ところが、二〇〇八年の国内機関投資家の保有比率は三分の一未満にまで落ち込んだ。反対に外国法人等は四 一%にまで上昇している。いうまでもなく、イギリス国内の機関投資家の株式保有比率の低下は、 上場企業に対

する影響力の低下を意味する。

内金融機関の保有株比率は二七・四%まで低下し、反対に外国法人等は三一・七%にまで上昇している。外国人(3) 行使助言会社のサービスを利用しているのも、経営関与の一つとみることもできる。 利益を享受することができるのは国内の機関投資家と変わらないからである。それら外国の機関投資家が議決権 本企業の株式の議決権行使を求められているものが少なくないであろうし、 できないというわけではない。外国の年金基金や投資信託などの機関投資家も受託者責任などを根拠として、 の株式保有比率が増加したといっても、わが国における機関投資家のスチュワードシップ活動にまったく期待が わが国においても、上場企業の株主構成に大きな変化が生じている。一九九〇年代は銀行や保険会社など国内 |融機関の上場株式の保有比率は四〇%程度で、外国法人等は一〇%弱で推移していたが、二〇一四年では国 日本株のパフォーマンスがよければ Н

利益相反

れば、 利益相反の問題が指摘されていた。たとえば、運用資産の中に重要な顧客や関連会社の株式が含まれていたとす う評価は通常のビジネスに不利に働いてしまうので、機関投資家は極力控えめな行動をとるよう努めているなど 九〇年代の議論では、 機関投資家は会社提案に反対するような株主権を行使することはできない、そもそもアクティビストとい 機関投資家がコーポレートガバナンスに関与するにあたり、それを阻害する要因として

ないように処理するのかが問われているのであろう。(4) 公表することが求めてられている。 いるのではなく、利益相反の存在は不可避であるとして、 日本版スチュワードシップ・コードでは、その原則二において管理する利益相反について明確な方針を策定し、 利益相反の管理という場合、 スチュワードシップ活動においてどのように顕在化し 利益相反そのものを解消することが求められて

コー 対立が生ずることもある。投資判断を行うファンドマネージャーなどの部門と議決権行使などを担当するコー わけ、 レートガバナンス部門の間においても、たとえばファンドマネージャーが投資先との話し合いを拒絶されるので、 $(\mathrm{Wong}\left[2011
ight])^\circ$ 利益相反の態様は様々であるが、 ポレートガバナンス部門に投資先の経営陣に友好的な態度をとるよう促すなどの危険も指摘されている 上場親会社の議決権をどのように行使するのかが問題となる。それ以外にも、 日本の機関投資家は金融機関の子会社が多いのでグループの利益相反、 会社内部の部門単位で利益

応が不明であるもの 総じて利益相反の態様に応じた管理の記載が不十分である。 や、社内のガイドラインに従い議決権を行使すると定めているものの、一般的な議決権行使の基準のみで利益相 のが少なくないようである。 反のある関係会社等の扱いについて記載がないもの ;が国の機関投資家がコードに基づき公表している利益相反の管理に関する部分には、 (りそな銀行、三井住友信託銀行、三井住友海上、農中信託銀行、 たとえば、単に「利益相反管理方針に定めている」としているのみで、 (第一生命、 三井住友アセットマネージメントなど)など、 日本生命、 記載内容が不十分なも 住友生命など) 具体的な対

生ずる場合には独立した第三者の助言を受ける旨定めがあるものや(日興アセットマネジメント)、親会社の議 利益相反の管理につきそれなりに記載されているものとしては、 議決権行使ガイドラインにおいて利益相反の

決権は行使しない、 言会社からの助言に従うという形が一般的のようである。 村信託銀行)。 ウオールを設け議決権行使は当該担当機関が行うとするものがある このように、 あるいは議決権行使助言会社を利用するというもの、それらと併用して社内にチャイニーズ 利益相反を有する会社の議決権行使の方法は、権利行使を控えるか、 (三菱UFJ信託銀行、 みずほ信託銀行、 議決権行使助 野

からの依頼あるいは本国の慣行に従っているものと推測されるが、 らも議決権行使助言会社が活用されていることがわかる。 ベストメント・マネージャーズ〔原則五に関連して利用している助言会社の一覧も記載〕など)。本国の投資家 アセット・マネジメント、 外資系の機関投資家は、 フィデリティ投信、シュローダー・インベストメント・マネジメント、 議決権行使助言会社の推奨に従うとしているものが多い いずれにしても、後述するコスト上の理由 (ゴールドマン・ アクサ・イン サックス・ かか

4 コスト

で、余計なコストは負担したくないはずである。 運用会社の負担は決して小さくない。また、パッシブ運用の業者は低コストで運用するのが大きなメリットなの 対話などをするなら、 いかなる形をとるにせよ、投資先企業の経営に関与するにはコストがかかる。議決権行使に加えて投資先企業と 「目的を持った対話」を通じて認識共有を図り問題改善に努めること(原則四) 日本版スチュワードシップ・コードは、 かなりの人的・物的負担が求められる。大手の資産運用者であればともかく、それ以外の 投資先企業の状況を的確に把握 L (原則三)、投資先企業と建設的な などを機関投資家に求めている。

これに対してコードは、「機関投資家による実効性のある適切なスチュワードシップ活動は、

最終的には顧

程度低く抑えることができるのか、という点にあるように思われる。投資先企業の株式が運用資産に含まれる割 れ表明をしないという形で、フリーライダーとなるのが、機関投資家にとっては実は最も合理的な行動となる。 ことができる。そうなると、 業の企業価値が増加し、保有銘柄の株価が上昇するというならコストをかける意味はある。しかし、それは必ず 客・受益者の中長期的な投資リターンの拡大を目指すものである。 助言会社を利用する方法がありうる。 合に応じて、スチュワードシップ活動にウエイト付けをすることは合理的であろう。また、ここでも議決権行使 スチュワードシップ活動により上場企業の企業価値が向上するとしても、その利益はすべての投資家が享受する 有すべきである」(序文七)という。たしかに、コードのいうようにスチュワードシップ活動により、 に伴う適正なコストは、 しも保証されるわけではない。 機関投資家の関与を促すための一つのカギは、「スチュワードシップ活動の実施に伴う適正なコスト」をどの 投資に必要なコストであるという意識を、 コードを受け入れてもほとんど活動を行わない、あるいはそもそもコードの受け入 他方、 上場企業のガバナンスのチェックという作業を各機関投資家が別個に行う コストは確実に発生し、 個々の機関投資家がそれを負担することになる。 機関投資家と顧客・受益者の双方にお したがって、スチュワードシップ活動の実施

機関投資家と顧客・受益者の双方において共有すべき」であるという。顧客・受益者にとって、主たる関心はコ ーポレートガバナンスではなく資産が適切に運用されているか否か、資産運用のパフォーマンスの良し悪しであ 顧客・受益者が長期的な視野で運用成果をみる限り、スチュワードシップ活動のコストも受け入れる余裕 コードはさらに、 スチュワードシップ活動にかかるコストを「投資に必要なコストであるという意識を、 たしかである。 (10)

のは非効率な側面もあり、

(全面的ではないにせよ)

特定の機関に委託するのが効率的な場合が少なくない

資先企業の が出るかもしれない。 運用者内部の運用担当者の評価などが長期的視野に基づいたものとなっているのかは問われるべき論点の一つで か短期でなされるかにより、ガバナンスへの関わり方も違ってくる。顧客・受益者と資産運用者との関係、 スの関与は無用なコストでしかない。 ガバナンスに腰を据えて取り組むこともできるが、 顧客・受益者が委託先の運用成績を長期的に評価してくれるのであれば、 資産運用会社内部における運用担当者の評価 短期的な評価を強いられ ર્ધ 成績評価が長期でされる るのであ ń 機関投資家は投 ガ バ 資産 ナン

ある。

は、 権行使助言会社の利用が将来的に増えていくことが予想される。日本版スチュワードシップ・コードが導入され(ミョ) たことにより最大の利益享受者となるのは、当面は(機関投資家の顧客や受益者ではなく)議決権行使助言会社 ービスが利用されてい 本企業のガバ ップ・コ て議決権行使助言会社のサービスを利用する事例が増えてきているようである。日本版スチュワードシップ・コ j. わ おわ は、 確実に低下してきている。 反対に外国人投資家の保有比率が伸びてきている。 が 国 ードを受け入れている。真摯にスチュワードシップ責任を果たそうとするなら、 議決権行使助言会社に対してもコードが妥当するとしており、大手の助言会社も日本版(エリ の上場企業の株式保有状況の変化は近年大きく変化している。 ナンスの改善に関わることが期待でき、実際に、 る。 国内の機関投資家もコスト上の理由のほか、 他方、外国人投資家であっても、 国内の機関投資家が上場企業に対して有していた影響力 外国の機関投資家により議決権行使助言会社 コストが大きくならない限り、投資先である日 国内の機関投資家の株式保有比率は低下 利益相反問題を解決する手段の一つとし 機関投資家による議決 スチュ ワー ドシ のサ

れを踏まえて規制の是非に関する議論も今後はなされていくかもしれない。 者に対する規律が確保されるのであれば、機関投資家の顧客・受益者の利益 だといってよいのかもしれない。もちろん、これが問題だというわけではない。かつてのように機関投資家が会 なるからである。ただし、助言会社の数が限られ、その影響力も今後ますます大きくなるであろうことに鑑みる 社経営者に白紙委任状を与えるような関係に比べれば、 議決権行使助言会社の推奨内容やその決定プロセスに対する評価・検証がなされてしかるべきであるし、 助言会社のサービスが広く利用されることで、 (あるいはすべての国民の利益) 会社経営 そ

開されることが少なくない。運用されている年金資産の最終的な受益者であるべき国民の金融リテラシ―が低く、 将来の年金受け取り額が減額されるかのような誤解を招く報道や、 みてもわかるように、 に最もなじむ資金であり中長期的視点が欠かせない。ところが、主要新聞をはじめとするメディアの報道などを 拡大を図る」(序文四) 本効率を高め、その持続的成長を促す」(指針四―一)ことにより、「顧客・受益者の中長期的な投資リター 最後に、 日本版スチュワードシップ・コードは機関投資家が「中長期的視点から投資先企業の企業価値及び資 わが国においては株式相場が下落し年金資産がその時点で含み損を抱えたというだけで、 スチュワードシップ責任を全うすることを目的としている。 リスク資産で運用することに対する批判が展 年金資産の運用は長期運用

かかる見地からも、の上場企業のコーポ

最終的受益者である国民の金融教育の拡充が一層求められるように思われる。

レートガバナンスの改善を妨げる、もっとも大きな阻害要因となるといっても過言ではない。

目先の運用成果に拘泥する姿勢が改まらないとするなら、それこそがスチュワードシップ活動、

ひいてはわが国

- 1 原則一では、 権行使助言会社なども含み、資産運用者においても運用スタイルは様々であるので、インベストメントチェーンの中 明確な方針を策定し公表することが求められているが、対象が資産運用者のみならず資産保有者、
- 2 金融庁HP二〇一六年三月一五日付「「責任ある機関投資家」の諸原則《日本版スチュワードシップ・コード》~投資 で置かれた位置を踏まえて、果たすべき役割につき方針を策定し公表することが求められている(指針一一二)。
- 3 東京証券取引所等「二〇一四年度株式分布状況調査の調査結果について」(二〇一五年六月一八日)表5「投資部門別 と対話を通じて企業の持続的成長を促すために~の受入れを表明した機関投資家のリストの公表について」参照
- も一因のようであるが、わが国においては持合解消により銀行を中心とした保有株数の低下があったと考えられる。 株式保有比率の推移(長期データ)」参照。イギリスでは年金制度改革により企業年金の株式保有比率が低下したこと
- 4 これはイギリスのコードに倣ったものであるが、イギリスのスチュワードシップ・コードの利益相反への態度が緩す ぎることに対する批判として、Wong [2011] p512参照!
- 5 | Wong [2011]は、貸株や資産運用者がネットで売持超過状態である場合などのように厳格に規制されるべき利益相反か 管理可能な緩やかな利益相反までさまざまであることを指摘している。
- 6 東京海上アセットマネジメントの報告書は詳細な記載がなされているが、親会社発行の有価証券を原則的に顧客の資 産に組み入れないこと、親会社の議決権行使する必要がある場合も外部の機関の判断を反映さえること、などを定め

ている。

7 これも九〇年代の議論であるが、年金基金などではパッシブ運用が多く用いられているが、好ましくない会社を投資 対象から外すことができないパッシブ運用では、インデックスに含まれる株式の発行会社の収益力が全体として向上

することにメリットがあり、それゆえ経営に関わる可能性を秘めている。ところが、パッシブ運用の大きなメリット

は手数料が低い点であるので、経営関与に投下できるコストは極めて限定的である。

- 8 日本版スチュワードシップ・コードはコード受け入れ表明をした機関投資家は、金融庁のHP上に公表されるが 文一四参照)、このやり方は、受け入れ表明をしないフリーライダーを洗い出すという効果もありそうである。 (字
- 9 イギリスでは、行き過ぎた分散投資が経営関与のコストを不必要に高めている、という議論もある。最近では、 分散

投資を適正にして投資対象を絞る機関投資家が出てきたため、そのことによりスチュワードシップ活動が活性化され

てきているとの議論もある(Wong [2015])。

10

ただし、

日本版スチュワードシップ・コードは

「議決権行使助言会社のサービスを利用する場合であっても、

- の責任と判断の下で議決権を行使」することを求めている(原則五、指針五―四)。 行使助言会社の助言に機械的に依拠するのではなく、投資先企業の状況や当該企業との対話の内容等を踏まえ、 自ら
- 11 スチュワードシップ・コードの検討会議の段階から、ISSやガバナンス・フォー・オーナーズなど議決権助言会社
- 12 議決権行使助言会社の最大手であるISSの日本版スチュワードシップ・コードに関する公表内容は、 利益相反の状

の関係者を入れるなどして、それら助言会社の考えをコードに反映させようとしていた。

- 況も含めてかなり詳細に記載されており、模範的ともいえる。同社HP参照
- $\widehat{13}$ なお、 いても公表することが求められているが 機関投資家が助言会社のサービスを利用した場合には、その旨と当該サービスをどのように活用したのかにつ (原則五、 指針五―四)、議決権行使助言会社を使いながらこの公表がない機
- 14 念のため付言すると、助言会社を規制すべきであると主張する趣旨ではない。

関投資家が少なくないのは問題であろう。

- 笠原基和「『責任ある機関投資家の諸原則』《日本版スチュワードシップ・コード》の概要」旬刊商事法務二〇二九号五九頁。
- Brian R. Cheffins The Stewardship Code's Achilles' Heel (2010) 73Modern Law Review 1004-1025.
- FRC, Developments in Corporate Governance and Stewardship 2015 (January 2016)
- Simon CY Wong, How conflicts of interest thwart institutional investor stewardship (2011) 8 Journal of International Banking
- Simon CY Wong, Is institutional investor stewardship still elusive? (2015) 30 Journal of International Banking and Financial

Law 508-512.

and Financial Law 481-482

(うめもと よしまさ・甲南大学法科大学院教授、

------ 証研レポート既刊目録 -------

	執筆者	No.1688 (2015. 2)	執筆者
国債危機の回避は財政再建か経済成長か	中島	ネット取引と対面取引	二上
デリバティブ市場統合における論点	二上	異次元緩和における<二年>の意味	伊豆
ATSでのNMS証券の取引状況	清水	欧州HFTの実情	吉川
新規公開株の価格形成	岡村	ーESMAのデータ分析一	
		金融緩和と国債市場	志馬
		―金利変動に対する金融機関の取引スタイルの変化―	
No.1682 (2014. 2)		並打交到[6月],也是問題[6月]。	
投資型クラウドファンディングとリスクマネー供給	松尾	No.1689 (2015. 4)	
ベイルイン債とは何か	伊豆	日本再興戦略と株式市場	二上
米国HFTの実情	吉川	欧州HFTの実情2	吉川
	一川	一ESMAのガイドライン・レビューー	
ーSECのMIDASデーター	+ F	変化する金融商品仲介業支援ビジネス	+=-
取引所再編の動きとデリバティブ取引の収益性	志馬		坂下
		ーオンライン総合証券と中堅証券の参入ー	
		インフレ率目標〈二%〉の起源	春井
No.1683 (2014. 4)		貸株取引の決済制度改革	福本
リーマン・ショック以降の証券決算	二上		
海外におけるクラウドファンディングの現状	松尾	No.1690 (2015. 6)	
ティックサイズと市場構造	清水	わが国のクラウドファンディング規制の現状	松尾
ソーシャルレンディングによる金融仲介の事例研究	: 坂下	金融危機と公的資金	伊豆
		株価指数先物の見せ玉注文	吉川
		ー米国司法省による英国投資家訴追請求ー	
No.1684 (2014.6)		米国のティックサイズ拡大のためのパイロット・プログラム	清水
「適格機関投資家等特例業務 の見直しとその背景について	F	米国企業の配当リキャップ (Dividend Recapitalization)	志馬
中央銀行と自己資本	伊豆	ーリキャップCBの原型ー	
- 「出口戦略」を考える一	17 32		
米国HFTの実情 2	吉川	No.1691 (2015. 8)	
一SECのMIDASデーター	п ///	最近の投資信託市場の状況について	二上
アベノミクス導入から一年	志馬	誤情報配信による不正取引	吉川
	心场	ーSECのブルガリア投資家訴追請求一	ш <i>7</i> -1
一機関投資家の動き一		ハイフリクエンシー・トレーディングの間接規制	清水
		ープロップ・ファームをFINRA会員へ	
		国債決済期間の短縮とレポ市場の革新	中島
No.1685 (2014. 8)		国頂ズ済期间の短縮とレホ市場の早新	中島
クラウドファンディングの投資家と地理的分散	松尾	N 1000 (0015 10)	
破綻処理と店頭デリバティブ	伊豆	No.1692 (2015.10)	
――括清算をめぐって―		証券会社収入の変化をどう見るか	二上
アメリカのATS以外の取引所外取引の現状	清水	英国の投資型クラウドファンディング規制	松尾
		預金封鎖・ELA・改革プログラム	伊豆
		ーギリシャ危機と「最後の貸し手」ー	
No.1686 (2014.10)		日銀の国債保有状況と国債市場の流動性	志馬
わが国証券業界の資本生産性	二上	流動性の高い国債市場は如何にして形成されたか	中島
長期国債先物取引に対する行政処分勧告	吉川		
ーアルゴリズム取引と相場操縦一		No.1693 (2015.12)	
異次元緩和前の銀行の国債投資状況	志馬	クラウドファンディングの世界的趨勢	松尾
71,71,71,11,11,11,11,11,11,11,11,11,11,1		豪州HFTの実情	吉川
		一ASICによる調査報告書一	
No.1687 (2014.12)		米国ATS(代替的取引システム)の透明性向上のためのSECルール提案	清水
なぜ国債発行市場は安定しているか	中島	長期保有株主優遇策としての種類株式	福本
拡大するラップ口座	二十		
44人りるフップロ座 クラウドファンディングの可能性	一工 松尾	No.1694 (2016. 2)	
アメリカの証券市場構造とHFT(高頻度取引)	–	アドバイザリー化する証券ビジネス	二上
アクソルツ証券川場博坦CRFI(高頻及取引)	/月小	揺れる異次元緩和の論理	伊豆
		リキャップCBの発行情報と株価の反応	志馬
		日本国債の格付け	黒沢
		FIT PRINTED 17	711/1 V

公益財団法人 日本証券経済研究所

ホームページのご案内

http://www.jsri.or.jp/

(YAHOO、Google などの検索サイトで、「証券経済研究所」、「jsri」ですぐ検索できます。)

I. 研究所の紹介等

ISRIについて

当研究所の概要や事業活動を紹介しています。

出版物案内

『証券レビュー』『証研レポート』『金融商品取引法研究会研究記録』の全文、『証券経済研究』の各論文要旨を掲載しています。また、定期刊行物のバックナンバー一覧、単行本の内容紹介と目次もご覧いただけます。

証券図書館

証券図書館の概要や利用の手引きを紹介しています。

講演会録

「資本市場を考える会」「証券セミナー」の講演会録(全文)をお読みいただけます。

研 究 会

当研究所が主催する研究会の概要と活動状況を紹介しています。また、金融商品取引法研究会研究記録(全文)がご覧いただけます。

株式投資収益率

株式投資収益率(東証第一部、第二部)の年別・月別の データ(概要)や産業別・銘柄によるランキングを掲載 しています。

トピックス

海外の論文の翻訳・紹介や証券経済関係の小論文を掲載 しています。

Ⅱ. データベース検索

研究所出版物

出版物案内に掲載している出版物を書名・論文名または 著者名等により検索できます。

証券図書館の蔵書

証券図書館(東京)所蔵の蔵書を書名、著者名等により検索できます。また、新規受け入れ図書を紹介する新着資料案内もあります。

証券関係の論文・記事

証券図書館(東京)が受け入れている国内雑誌に掲載された証券関係の論文・記事を論文名、著者名及びキーワードにより検索できます。

証券 年表

新聞、雑誌等の記事を「証券」「金融」「一般」に3分類 し、月単位で更新しています。日付ごとに記事を一覧す ることができるとともに、探したい用語を含む記事の検 索もできます。

証券図書館

証券・金融・経済関係の資料をご覧になりたい方はどなたでも、 ご利用いただけます。

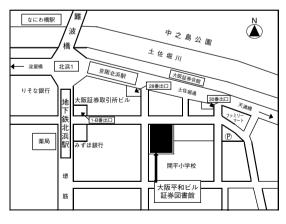
所 在 地 大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル地下1階 TEL(06)6201-0062

開館時間 午前9:30 ~ 午後5:30 土曜、日曜、祝日、年末、年始および館内整理の日は休館します。

図 書 証券(経済、制度、取引法)関係の専門書をはじめ、金融、財政、 経済、経営、会計関係の図書および、年報、年鑑、上場会社の社 史等を集めております。

雑 誌 取引所、協会、証券会社、銀行、官庁、大学等の刊行物、一般雑 誌、産業関係資料ほか、海外の新聞、雑誌等を集めております。

(みなさんのご利用をお待ちしております。)



地下鉄堺筋線・京阪本線 北浜駅1-B番出口又は 28番出口より徒歩2分

日本証券経済研究所のホームページ(http://www.jsri.or.jp)から 図書の検索ができます。ご利用ください。

2016年 4 月号

発行所

公益財団法人 日本証券経済研究所

大 阪 研 究 所

〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-5-5 大阪平和ビル 電話(06)6201 0061 (代表)Fax(06)6204 1048 http://www.jsri.or.jp

定価(本体380円十税)